

女満別空港の制限表面について

航空機は通常、一定の角度をもって離着陸を行い、空港周辺においては一定の高度で飛行しております。

このため航空機が安全に運航するためには、空港周辺の一定の空間では障害物がない状態を確保しておく必要があることから女満別空港周辺には制限表面が設定されております。

- 女満別空港の制限表面は進入表面、転移表面、水平表面が設定されております。
 - ① 進入表面 離陸直後や最終進入の直線飛行の安全を確保するための表面で勾配は 1/50 です。
 - ② 転移表面 進入を誤ったときの脱出の安全を確保するための表面で勾配は 1/7 です。
 - ③ 水平表面 一定の経路を回って進入する航空機の安全を確保するための表面で高さ 45m 半径 3,500m です。

- 制限表面を超える高さの建物等（建物、避雷針、アンテナ、工事中のクレーン、足場等の仮設物件さらに植物の伐採等も含まれます。）を設置等することは原則として航空法第 49 条で禁止されています。

- 制限表面の高さは場所により異なりますので、空港周辺に建物等を設置する場合は事前に北海道エアポート株式会社女満別空港事業所までお問合せください。

- 違反して建物等を設置すると、当該物件の除去については自ら除去していただくこととなります。（航空法第 49 条）

お問合せ窓口

北海道エアポート（株）女満別空港事業所

〒099-2371

北海道網走郡大空町女満別中央256番地3

電話 0152-74-2222

FAX 0152-74-3674

e-mail : hap-mmb-unjyo@hokkaido-airports.co.jp

無人航空機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や、落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため航空法で定められている制限表面や空港等の上空の空域で、無人航空機を飛行させることは原則禁止されております。無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず、航空法（航空法第 132 条の 2）の遵守が必要で、これらに違反した場合は航空法により罰則が定められております。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は北海道エアポート株式会社女満別空港事業所までお問合せください。

お問合せ窓口

北海道エアポート（株）女満別空港事業所

〒099-2371

北海道網走郡大空町女満別中央256番地3

電話 0152-74-2222

FAX 0152-74-3674

e-mail : hap-mmb_hobo1@hokkaido-airports.co.jp

制限表面を超える場合は、女満別空港事業所の許可を得てから、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

連絡先

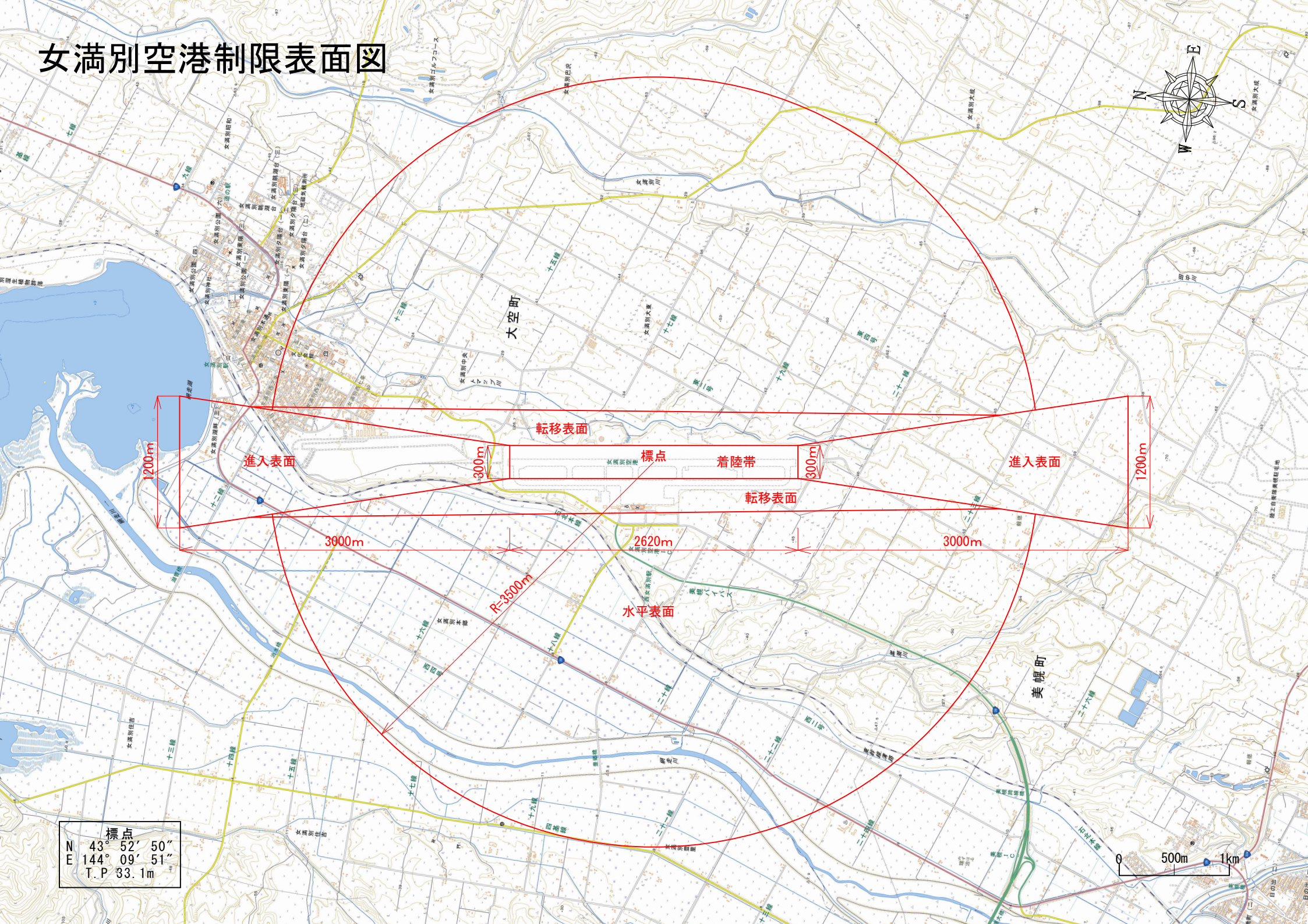
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL : 03-5757-3022 FAX : 03-5756-1521

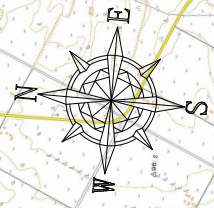
e-mail : cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

女満別空港制限表面図

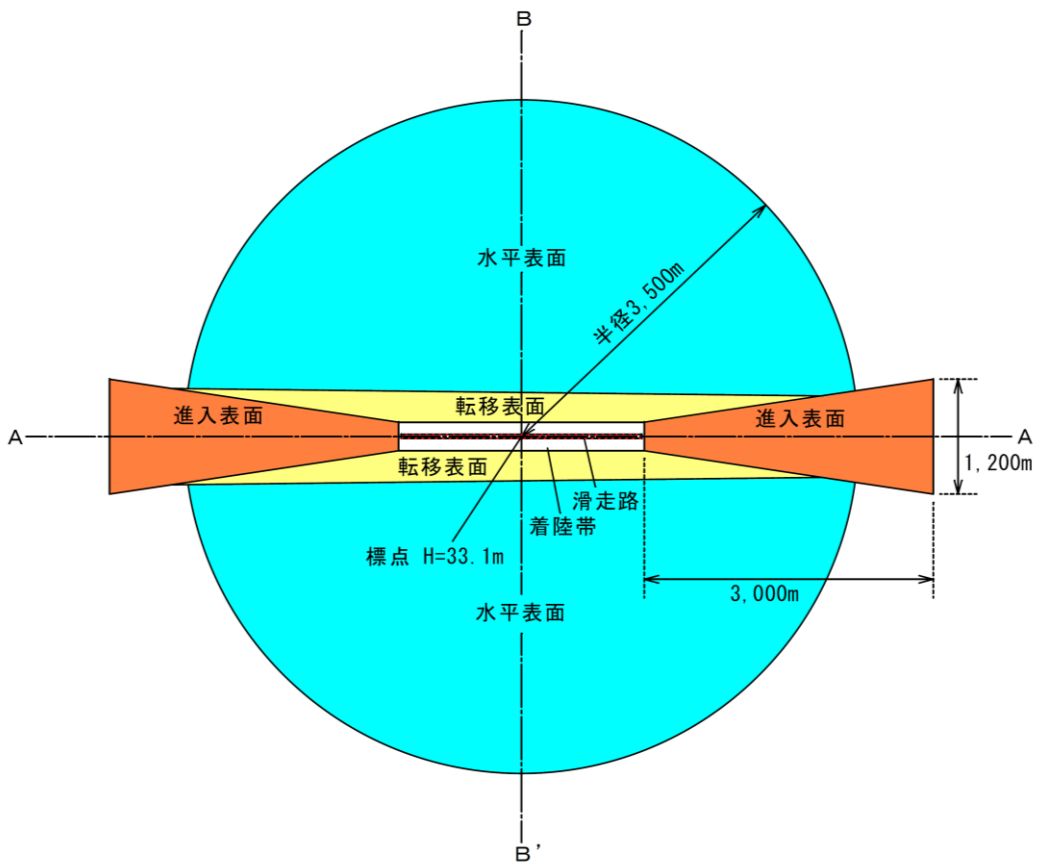


標点
N 43° 52' 50"
E 144° 09' 51"
T. P 33.1m

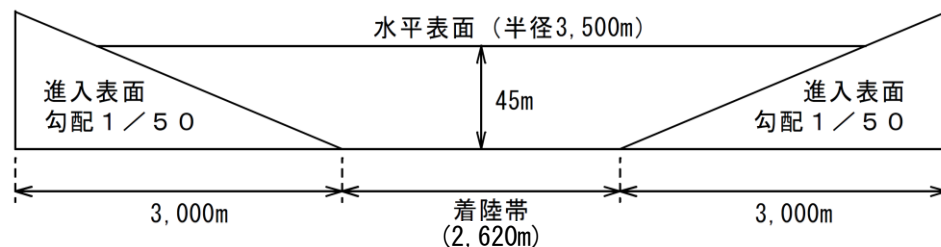
0 500m 1km



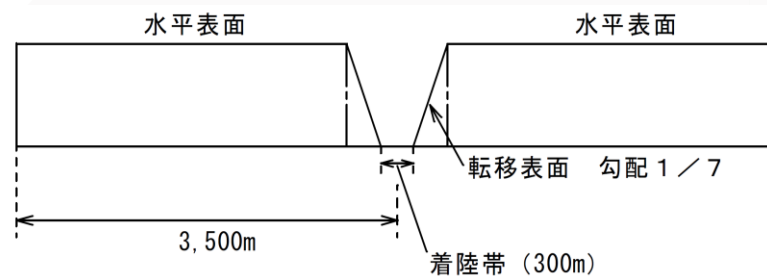
制限表面平面図



制限表面の断面図 断面 A-A'



制限表面の断面図 断面 B-B'



年 月 日

北海道エアポート株式会社
女満別空港事業所長殿

照会者住所
氏 名
連 絡 先

女満別空港周辺における物件の制限等について（照会）

標記について下記のとおり照会します。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先
2. 物件の設置場所(住所、世界測地系による緯度経度)
3. 物件の種類、用途及び構造
4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高及び海拔高)
5. 設置場所の海拔高
6. その他参考となる事項

添付書類

- ・物件の設置場所の地図（国土地理院 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図）
- ・女満別空港と設置場所の位置関係及び距離
- ・物件の平面図
- ・物件の設置工事工程表

無人航空機の飛行に関する調整依頼書

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書の規定による許可申請に先立ち、下記の項目について調整をお願いします。

年 月 日

北海道エアポート株式会社
女満別空港事業所長 あて

氏名又は名称
及び住所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

飛行の目的	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
	<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等			
	<input type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
飛行の日時					
飛行の経路 (飛行の場所)					
飛行の高度	地表等からの高度	m	海拔高度	m	
申請 事項 及び	飛行禁止 空域の飛行 (第 132 条 関係)	<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面又は水平表面の上空の空域 (共通)			
		<input type="checkbox"/> 円錐表面、延長進入表面又は外側水平表面の上空の空域 (釧路、函館)			
		<input type="checkbox"/> 新千歳空港の敷地の上空の空域			
		<input type="checkbox"/> 新千歳空港の進入表面又は転移表面の下の空域			
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】			

理由	飛行の方法 (第 132 条 の 2 関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下
		【第 132 条の 2 第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】
無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。	
飛行経路に該当する制限表面及び制限高	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。	
備考	【緊急連絡先】 担当者： 電話番号：	

別添資料○

飛行の経路

(詳細図)

無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名		
	名称		
	重量 (最大離陸重量)		
	製造番号等		
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)		
	所有者	氏名又は名称	
		住所	
連絡先			
操縦装置	製造者名		
	名称		
	仕様が分かる資料		

別添資料○

飛行経路に該当する制限表面及び制限高